

諮問番号：平成29年諮問第1号 諮問日：平成29年2月7日
答申番号：平成29年答申第1号 答申日：平成29年3月10日
件名：相模原事件に関する議院行政文書の不開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

相模原市の障害者支援施設における事件（以下「相模原事件」という。）に関する文書一切（以下「本件申出文書」という。）の開示申出に対し、衆議院事務局（以下「事務局」という。）がその対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示としたことは、妥当である。

第2 苦情申出人の苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情申出の趣旨及び苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 苦情申出の趣旨

本件申出文書に対する一部不開示の処分を取り消して、さらに本件申出文書を特定したうえで、請求した情報は、すべて開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

教示文が存在しなかったため、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の趣旨に倣い、今後は教示文を付すことを求める。

2 苦情の内容の要旨

事務局職員の電話番号は、プライベート用のもではなく、公務員として公務のために割り当てられた電話番号であるうえに、相模原事件の重大性のため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に該当しないか、たとえ該当したとしても同ただし書ロ、ハに該当する。

特定個人の生年・職業・住所のうち区名まで、電話番号のうち市外局番までは、自治体の開示文書や報道等において公になっているうえに、相模原事件の重大性のため、法5条1号に該当しないか、たとえ該当したとしても同ただし書イ、ロに該当する。

報道機関の記者氏名は、記名記事であれば、その記者名は全国の新聞報道等で公になっており、当該記事が全国の公共図書館で永久的に閲覧・複写・写しの取り寄せ等を行なうことができるものとなっているうえに、相模原事件の重大性のため、法5条1号に該当しないか、たとえ該当したとしても同

ただし書イ、ロに該当する。

特定個人からの議長あて書簡の写しについては、一律に全部不開示とされた。しかし、自治体の開示文書や報道等において公になっているうえに、相模原事件は重大性があり、衆議院議長及び同事務局職員の職務遂行情報であるため、法5条1号に該当しないか、たとえ該当したとしても同ただし書イ、ロ、ハに該当する。

相模原事件の重大性から、衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（以下「規程」という。）5条に当たる。

規程11条により、苦情の申出ができる旨等を教示すべきである。

第3 事務局の不開示理由の要旨

事務局の不開示理由の要旨は、事務局からの説明を聴取したところ、おおむね以下のとおりである。

1 本件対象文書の特定

本件申出文書については、申出の内容から、相模原事件に関する文書であると判断した。

事務局が相模原事件に関係したこととしては、①事件発生前に特定個人から衆議院議長宛に犯罪を予告する内容の書簡が届けられ、事件発生後に特定個人が容疑者として逮捕されたことを受け、事務総長が、書簡が届けられた当時の対応等について記者会見を行ったこと、②当該事件についてはマスメディア等で大きく報道され、事務局に対して①に関して問い合わせがあったことがある。

そこで、①及び②に関して作成又は取得した文書を本件対象文書として特定した。

2 本件対象文書の不開示情報該当性

（1）議長公邸の警察官詰所の内線番号

議長公邸の警察官詰所の内線番号については、公にすることにより、そこへつなげという、いたずらや不特定多数の者からの公邸代表番号宛の電話が増えることが懸念される。議長公邸の代表番号に入った電話は議長公邸事務室の職員が対応していることから、そうした電話が増えることにより、職員の円滑な業務遂行に支障をきたすおそれがあると考えられる。よって、規程3条3号において準用する法5条6号柱書が規定する「国の機関……が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、……当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、不開示とした。

(2) 事務局職員個人の電話番号

事務局職員個人の電話番号については、公務員としての職務のために割り当てられたものではなく、当該職員が個人で契約している電話の番号であるため、規程3条3号において準用する法5条1号が規定する「個人に関する情報」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

(3) 特定個人の生年・年齢・職業・住所・電話番号

特定個人の生年・年齢・職業・住所・電話番号については、規程3条3号において準用する法5条1号が規定する「個人に関する情報」に該当する。

当該情報は、これらの情報が記録されている対象文書が作成された平成28年2月16日当時のものについては、公になっていることを確認できなかった。また、当該情報が公にされている例があったとしても、それが直ちに「慣行として公にされる情報」に該当するものとはいえない。

よって、当該情報は同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

(4) 報道機関の記者の氏名

報道機関の記者の氏名については、規程3条3号において準用する法5条1号が規定する「個人に関する情報」に該当する。

記者会見にあたり事務局と記者との間で、記者会見において質問をした記者の氏名については後に公表するとの申合せ等は特に行っていないため、記者の氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないと判断し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示とした。

(5) 特定個人からの議長宛書簡の写し

捜査当局の意向は、特定個人からの議長宛書簡の写しを公にすることは今後の捜査に支障を及ぼすというものであった。

そのため、規程3条3号において準用する法5条4号が規定する「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当するものと判断し、不開示とした。

第4 調査・審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ① 平成29年 2月 6日 苦情の申出書の接受
- ② 同月 7日 諮問
- ③ 同月21日 事務局からの説明の聴取及び調査（本件対象文書の見分を含む。）・審議
- ④ 3月 3日 調査・審議
- ⑤ 同月 8日 調査・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書

本件開示申出は、相模原事件に関する文書一切の開示を求めるものであり、事務局はその対象となる文書を次のとおり特定し、その一部については不開示情報に該当するとして部分開示を行った。

- ①特定個人が衆議院議長公邸を再度訪問した際の対応方法
- ②事務総長冒頭発言（案）
- ③衆議院議長公邸を訪れた特定個人に対する対応についての向大野事務総長記者会見（概要）
- ④衆議院議長公邸を訪れた特定個人に対する対応について
- ⑤平成28年7月分 広報・広聴の概況
- ⑥平成28年8月分 広報・広聴の概況
- ⑦特定個人からの議長宛書簡の写し

これに対し、苦情申出人は、本件申出文書に対する一部不開示の処分を取り消して、本件対象文書以外にさらに文書を特定し、請求した文書はすべて開示するよう求めているところ、事務局は、対象となる文書の特定は妥当であり、かつ、当初の部分開示を維持することが妥当であるとしている。

そこで以下、事務局から説明を聴取し、本件対象文書を見分した結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性

開示申出の内容を見ると、開示申出で挙げられている文書の例示の中には、どのような文書を指すものか不明なものや、行政機関における保有は想定され得るが、事務局における保有は想定され得ないと考えられる文書などが含まれていると認められる。また、事務局の説明によると、事務局と相模原事件との関わりは、第3の1の①及び②に限定されていることが認められる。

そのような事情の中で、相模原事件に関する一切の文書という本件開示申出に対し、事務局が第3の1のとおり本件対象文書の特定を行ったことはやむを

得ないものであり、それが不合理、不適切なものであったとはいえない。また、本件対象文書のほか、本件開示申出の対象となる文書が別に存在すると認めるに足りる特段の事情も認められない。

3 本件対象文書の不開示情報該当性

(1) 議長公邸の警察官詰所の内線番号

当該内線番号を公にすることにより、その内線番号につなぐことを要求する、いたずらや不特定多数の者からの公邸代表番号宛の電話が増えることが懸念され、その電話に対応する議長公邸事務室の職員の円滑な業務遂行に支障をきたすおそれがあると認められる。

よって、規程3条3号において準用する法5条6号柱書に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 事務局職員個人の電話番号

当該電話番号は、公務員としての職務のために割り当てられたものではなく、当該職員が個人で契約している電話の番号であり、規程3条3号において準用する法5条1号前段に該当する。

同号ただし書ハ該当性について検討すると、当該電話が職務のためにも利用されているから「職務の遂行に係る情報」であると仮に考えたとしても、当該電話はそもそも私的に使用するため当該職員が個人で保有しており、当該電話番号という情報のうち、職務の遂行に係る部分だけを分離して開示することはできないものである。よって、同号ただし書ハに該当すると認めることはできない。

また、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、不開示としたことは妥当である。

(3) 特定個人の生年・年齢・職業・住所・電話番号

これらの情報は、規程3条3号において準用する法5条1号前段に該当する。

同号ただし書イ該当性について検討するため、当該情報の公表状況を調査したところ、以下のとおりであった。

- ・官公庁作成の資料等で、年齢・職業・住所（区名までの場合も含む。）の情報について公表されているが、これらは事件（平成28年7月26日）後に公表されているものであり、本件対象文書である「特定個人が衆議院議長公邸を再度訪問した際の対応方法」が作成された同年2月16日時点での情報については、職業に関する情報は一部で見られるものの、他の情報については公表されていることを確認できなか

った。

- ・生年の情報については、インターネット上のニュースサイトでは報道されていることが確認できる。
- ・電話番号（市外局番までの場合も含む。）については、公にされていることを確認できなかった。

官公庁作成の資料等で、年齢・職業・住所の情報について公表されているが、当該資料等は事件発生以降に公表された情報であり、これらの情報は時点によって変動し得るものであるから、このことをもって前記対象文書が作成された時点の情報が公表されたということとはできない。なお、職業については、官公庁作成の資料等で、前記対象文書が作成された当時の情報が公表されているが、事務局が不開示とした職業部分の記載内容とは異なるものであり、事務局が不開示とした職業部分の情報について、公表慣行があるということとはできない。

苦情申出人は「自治体の開示文書や報道等において公になっている」と主張しているが、たとえその事実があったとしても、情報公開制度においては、開示請求を受けた各行政機関が、対象となる文書の内容を個別具体的に検討し、各行政機関が独自に開示・不開示の決定を行うこととなっており、各行政機関の判断に事務局の判断が拘束されるものではなく、また、報道等は報道機関が独自の取材によって行っているものであるため、それらをもって直ちに公表慣行があるということとはできない。

以上の点から判断すると、当該情報は同号ただし書イに該当すると認めることはできない。

また、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、不開示としたことは妥当である。

（４）報道機関の記者の氏名

報道機関の記者の氏名は、規程 3 条 3 号において準用する法 5 条 1 号前段に該当する。

同号ただし書イ該当性について検討すると、苦情申出人の「報道機関の記者氏名は、記名記事であれば、その記者名は全国の新聞報道等で公になっている」との主張に鑑み、氏名が不開示とされた記者が書いた本記者会見についての記名記事が存在するか調査したが、そのような記名記事が存在することは確認できなかった。また、本記者会見では記者氏名の公表等についての申合せ等は特に行っていないとのことであるから、記者の氏名が、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と認めることはできない。

また、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、不開示としたこと

は妥当である。

(5) 特定個人からの議長宛書簡の写し

議長宛書簡の写しは、これを公にすることにより、相模原事件の捜査及び公訴の維持に対する不当な影響を引き起こすおそれがあると認められるので、法5条4号の「公にすることにより、犯罪の……捜査、公訴の維持……に支障を及ぼすおそれがあると……認めることにつき相当の理由がある情報」に該当すると判断することができる。

苦情申出人は、「自治体の開示文書や報道等において議長宛書簡の内容は公になっている」と主張しているが、これを事務局が開示しても、もはや相模原事件の捜査及び公訴の維持に何ら影響を及ぼすおそれはないということではできず、苦情申出人の主張する事実は、法5条4号に該当するとの判断を左右するものではない。

4 規程5条（公益上の理由により開示を行う場合）該当性

規程5条該当性について、事務局に説明を聴取したところ、「本件対象文書の不開示情報該当性は、第3の2の各項で述べたとおりであり、本件対象文書の不開示情報を公にすることに、不開示にすることによって保護すべき利益を上回る公益があるとは認められないと判断し、当該情報を開示することは、公益上特に必要であるとは認められない。」というものであった。

審査会も、相模原事件が社会的に重大な事件であることは疑いのないところであると考えているが、そのことだけで公益上の理由による開示を行うことが相当であるということではできないのであって、不開示情報の性質と開示による公益を比較衡量した結果、公益上の裁量的開示を行うことが特に必要であるとは認められないと判断する。

5 苦情の申出ができる旨等の教示

苦情申出人の主張は本件対象文書の特定及び部分開示の判断の可否に関するものではなく、審査会の上記判断を左右するものではない。

また、苦情の申出ができる旨等の教示については、衆議院ホームページ内において事務局の情報公開制度について説明し、その中で苦情の申出ができる旨等の案内をし、規程及び衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程細則（以下「細則」という。）も掲載している。したがって、重ねてこのような教示を行う必要はないというべきである。

6 本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性

以上の理由から、本件対象文書を特定し、その一部を不開示としたことは、

妥当であると判断した。

第6 付言

今後、開示申出における文書の特定が、「文書一切」というようなものであって、これに該当する文書の範囲が不明確な場合には、規程7条1項で「議院行政文書の開示を求める者に対しては、……開示を求める議院行政文書の名称等議院行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面の提出を求める。」と規定されていることに鑑み、開示申出人が開示の申出をした際に、細則二により、文書の特定について相当の期間を定めて、補正を求めるべきであり、その際開示申出人が文書の特定のための情報の提供を求めた場合には、規程7条2項に従い、参考となる情報を提供すべきである。さらに、苦情申出書についても、対象文書の特定について、具体的にどのような苦情があるのか明らかにするよう、可能な限り、その補正を求めるべきである（細則七の2参照）。

第7 答申をした委員

矢崎秀一、戸松秀典、上村直子